

# 再任用者の給与は厚生年金相当額支給を前提で決定

再任用の方の給与(俸給月額)は、基礎年金がストップし厚生年金相当額

(40年勤務で14万円程度)のみが支給される時に決まったもの

## 再任用・定年延長の経緯

### 再任用 年金 60歳支給 ⇒ 基礎年金を段階的に引上げ

厚生労働省においては、職員が定年退職後の生活に不安を覚えることなく職務に専念できるよう、雇用と年金との連携を図るとともに、長年培った能力・経験を有効に発揮できるようにするために定められた再任用制度の趣旨を踏まえ、共済年金の満額支給対象年齢の段階的な引き上げを考慮し、定年退職後、直ちに満額の共済年金を受給することができないこととなる者(昭和16年4月2日以降に生まれた者)を対象として平成14年4月から再任用制度を運用することとしている。



大臣官房  
人事課長通知

生年月日	満額の年金支給開始年齢
昭16.4.2～昭18.4.1に生まれた者	61歳
昭18.4.2～昭20.4.1に生まれた者	62歳
昭20.4.2～昭22.4.1に生まれた者	63歳
昭22.4.2～昭24.4.1に生まれた者	64歳
昭24.4.2～昭26.4.1に生まれた者	65歳

### 定年延長 年金 60歳支給 ⇒ 厚生年金相当額を段階的に引上げ

#### 検討の背景

- 公的年金の支給開始年齢が、平成25年度以降段階的に60歳から65歳へと引き上げられることに伴い、現行の60歳定年制度のままでは定年退職後に無収入となる期間が発生。雇用と年金の接続は官民共通の課題

#### 公的年金支給開始年齢の引上げスケジュール

～平成24年度	平成25年度	平成37年度～
60歳	61歳	65歳

平成25年度以降、60歳から無収入となる期間が発生

- 既に、民間企業では、高齢者等の雇用の安定等に関する法律において、65歳までの雇用確保措置を義務付け
- 公務についても、国家公務員制度改革基本法第10条に、雇用と年金の接続の重要性に留意して定年を段階的に65歳に引き上げることについて検討することと規定

組織活力を維持しながら、再任用を65歳まで義務化するか、65歳までの段階的な定年の引上げを行う必要



人事院の意見の申出

職員の方々は、再任用者の処遇改善に力を貸してください。定年延長も今年4月から始まりましたが、本来は平成26年4月(平成25年度退職者)からの予定だったのです。再任用は、基礎年金が切上げられる年から、定年延長は厚生年金相当額の支給が切り上げられる年から実施予定でした。これらの経緯から再任用職員の処遇改善は必要です。

国土交通省管理職ユニオン  
中央本部(2024.8)